

2022 年 2 月 16 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の制定（案）等について

募集期間： 2022 年 2 月 16 日（水）から 2022 年 3 月 17 日（木）17:00 まで

所 管： エクイティ分科会

内 容： 非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化については、近年の政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において掲げられているところであり、本協会においても、令和 2 年 11 月、「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」を設置して非上場株式取引制度の課題・改善策について検討を行い、令和 3 年 6 月に取りまとめられた報告書において、特定投資家私募制度の整備を中心とした改善案について提言を行ったところである。

今般、上記報告書に基づき「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（以下「本 WG」という。）において行った検討を踏まえ、特定投資家私募制度等の整備を行うため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の制定及び「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、上記報告書に盛り込まれた株主コミュニティ制度の改善や店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間の見直しを行うため、本 WG における検討を踏まえ「株主コミュニティに関する規則」等の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=63>

○本件に関するお問い合わせ先：

自主規制本部 エクイティ市場部 (TEL：03-6665-6770)

以 上

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の 制定（案）等について

令和 4 年 2 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化については、近年の政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において掲げられているところであり、本協会においても、令和 2 年 11 月、「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」を設置して非上場株式取引制度の課題・改善策について検討を行い、令和 3 年 6 月に取りまとめられた報告書において、特定投資家私募制度の整備を中心とした改善案について提言を行ったところである。

今般、上記報告書に基づき「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」（以下「本 WG」という。）において行った検討を踏まえ、特定投資家私募制度等の整備を行うため、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の制定及び「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、上記報告書に盛り込まれた株主コミュニティ制度の改善や店頭取扱有価証券に係る譲渡禁止期間の見直しを行うため、本 WG における検討を踏まえ「株主コミュニティに関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の制定

(1) 目的等

特定投資家における店頭有価証券等の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者保護に資することを目的とする旨を定める。（第 1 条）

(2) 定義

この規則において使用する用語について定義を規定する。（第 2 条）

(3) 検証及び審査

①取扱協会員は、新たに顧客に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券等について、当該店頭有価証券等の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならないこととする。（第 3 条第 1 項）

②取扱協会員は、店頭有価証券及び投資証券等の検証を行う場合における、当

該店頭有価証券及び投資証券等に関する審査項目について定める。

(第3条第2項)

③検証及び審査の内容等の保存期間について定める。

(第3条第3項)

(4) 発行者との反社会的勢力排除のための契約内容

取扱協会員は、店頭有価証券等の発行者との間で、当該発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること等について、契約を締結しなければならないこととする。

(第4条)

(5) 反社会的勢力の排除

取扱協会員は、店頭有価証券等の発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該店頭有価証券等の投資勧誘を行ってはならないこととする。

(第5条)

(6) 特定証券情報の提供又は公表

①特定証券情報の提供又は公表を投資勧誘の要件とすることを定める。

(第6条第1項)

②特定証券情報の提供又は公表の方法について定める。

(第6条第2項)

③特定証券情報の様式について定める。

(第6条第3項)

④特定証券情報の訂正について定める。

(第6条第4項)

⑤取扱協会員は、発行者に対して特定証券情報の提供又は公表についての規定を遵守させるよう努めなければならない。

(第6条第5項)

(7) 発行者情報の提供又は公表

①発行者情報の提供又は公表に関する義務について定める。

(第7条第1項)

②発行者情報の提供又は公表の方法について定める。

(第7条第2項)

③発行者情報の様式について定める。

(第7条第3項)

④発行者情報を公表する場合の継続公表期間について定める。

(第7条第4項)

⑤発行者情報の訂正について定める。

(第7条第5項)

⑥取扱協会員は、発行者に対して発行者情報の提供又は公表についての規定を遵守させるよう努めなければならない。

(第7条第6項)

(8) 投資勧誘の要件

取扱協会員が店頭有価証券等の投資勧誘を行う際の要件について定める。

(第8条)

(9) 既存株主による売付けに係る勧誘

取扱協会員は、金商法の規定に抵触することがないように留意をしたうえで、店頭有価証券等を保有する顧客に対して、当該店頭有価証券等の売付けをするよう勧誘することができることとする。（第9条第1項、第2項）

(10) 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

取扱協会員が顧客と店頭有価証券等について初めて取引を行う際の説明書の交付及び確認書の徴求義務について定める。（第10条）

(11) 個別銘柄に係る説明書の交付等

取扱協会員が投資勧誘を行う際の個別銘柄に係る説明書の交付等について定める。（第11条）

(12) 社内規則及び取扱要領

①取扱協会員における社内規則及び当該社内規則に基づく取扱要領の作成等について定める。（第12条第1項）

②取扱要領の変更並びに本協会への提出及び公表について定める。
（第12条第2項、第3項）

(13) 取扱協会員としての届出及び公表

協会員が取扱協会員となるための手続き等について定める。
（第13条第1項、第2項、第3項）

(14) 取扱協会員としての指定の取消し

①取扱協会員としての取消しを希望する際の手続きについて定める。
（第14条第1項）

②本協会が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合には、取扱協会員としての指定の取消し又は停止ができる旨について定める。
（第14条第2項）

③取扱協会員としての指定の取消し又は停止の手続きについて定める。
（第14条第3項）

④取扱協会員としての指定の取消し又は停止についての公表について定める。
（第14条第4項）

⑤協会員は取扱協会員として行った業務に起因する義務及び責任を負うこととする。
（第14条第5項）

(15) 本協会への報告

取扱協会員は、本規則に基づく投資勧誘に係る取引の状況について、本協会に報告することとする。（第15条）

(16) 本協会による照会等

本協会は、取扱協会員に対して必要に応じて照会等を行うことができることとするとともに、取扱協会員は当該照会等に応じなければならないこととする。
(第 16 条第 1 項、第 2 項)

(17) 電磁的方法による交付等

書面の電磁的方法による提供及び確認書の電磁的方法による提出について定める。
(第 17 条第 1 項、第 2 項)

2. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

(1) 「外国新株予約権付社債券」の定義を新設する。
(第 2 条第 4 号の 2)

(2) 国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いについて、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定を準用することとする。
(第 49 条第 1 項)

(3) 第 49 条第 1 項に基づき投資勧誘を行う外国株券、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券及びクローズド・エンド型の外国投資証券に係る要件を定める。
(第 49 条第 2 項)

(4) 投資勧誘を行う有価証券に関する審査項目について定める。
(第 50 条)

(5) 特定証券情報及び発行者情報の様式について定める。
(第 51 条)

(6) 取扱協会員における社内規則の内容等について定める。
(第 52 条)

(7) その他、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」を準用することに伴う所要の整備を図る。

3. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

(1) 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が可能となる者（参加勧誘対象者）を拡充する。
(第 9 条第 2 項)

- (2) 店頭取扱有価証券に該当する場合は、株主コミュニティへの参加勧誘を行うことができることとし、そのために必要な規定を新設する。

(第9条第3項)

- (3) 会社内容説明書の作成会社について、運営会員が取得すべき情報に係る規定を整備する。

(第13条第2項)

- (4) 株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例として、会社関係者等や既存株主への投資勧誘を追加する。

(第16条の3)

- (5) その他所要の整備を図る。

4. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

- (1) 適格機関投資家について、店頭有価証券の2年間の譲渡制限を撤廃する。

(第4条第3項)

- (2) その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和4年2月16日(水)から令和4年3月17日(木)17:00まで(必着)

- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=63>

(2) 意見の記入要領

件名を「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の制定(案)等に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名

- ② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

以 上

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」

令和 4 年 2 月 16 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘及び特定証券情報等の提供又は公表等に関して必要な事項を定めることにより、特定投資家における店頭有価証券等の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

2 投資信託受益証券

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券であつて、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。

3 投資証券等

金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券であつて、取引所金融商品市場に上場されていないものをいう。

4 投資信託等

投資信託受益証券及び投資証券等をいう。

5 店頭有価証券等

店頭有価証券及び投資信託等をいう。

6 特定投資家向け有価証券

金商法第 4 条第 3 項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

7 特定証券情報

金商法第 27 条の 31 第 1 項に規定する特定証券情報をいう。

8 発行者情報

金商法第 27 条の 32 第 1 項に規定する発行者情報をいう。

9 取扱協会員

本規則の定めるところにより店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができるものとして本協会が指定した協会員をいう。

10 反社会的勢力

「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。

第 2 章 店頭有価証券等の審査等

(検証及び審査)

第 3 条 取扱協会員は、本規則に基づき新たに顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に限る。第 9 条、第 10 条及び第 11 条本文を除いて、以下同じ。）に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券等について、当該店頭有価証券等の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならない。

2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券及び投資証券等の検証を行う場合、第 12 条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

1 店頭有価証券

- イ 発行者及びその行う事業の実在性
- ロ 発行者の財務状況
- ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況
- ヘ 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク
- ト 私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）又は私募の取扱いを行う場合にあっては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性

2 投資証券等

- イ 資産の運用等に関する体制整備の状況
- ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

3 第 1 項の検証及び前項の審査を行った取扱協会員は、当該検証及び審査の内容及び結果並びにその理由を、最後に当該店頭有価証券等の投資勧誘を行った日（検証及び審査の結果、投資勧誘を行わないこととなった場合には、当該検証及び審査が終了した日）から 5 年間保存する。

(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容)

第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的記録により契約書を作成する方法により契約を締結しなければならない。

- 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券等の取扱いに係る契約が解除されること。
- 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券等の取扱いに係る契約が解除されること。

（反社会的勢力の排除）

第 5 条 取扱協会員は、店頭有価証券等の発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該店頭有価証券等の投資勧誘を行ってはならない。

第 3 章 特定証券情報及び発行者情報

（特定証券情報の提供又は公表）

第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。以下同じ。）第 14 条の 14 で定める場合にあっては特定証券情報と同等の情報をいう。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。

2 前項に規定する店頭有価証券等に係る特定証券情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電磁的方法により提供する方法。
- 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、当該特定証券情報の公表をした日から 1 年を経過する日までの間（当該特定証券情報に係る有価証券について開示が行われている場合又は当該特定証券情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合に該当することとなった場合には、当該該当することとなった日までの間。以下本条において同じ。）継続して公表する方法。

3 第 1 項に規定する特定証券情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。

- 1 店頭有価証券

様式 1

2 投資信託受益証券

様式 2

3 投資証券等

様式 3

- 4 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、第2項の規定により提供又は公表された特定証券情報について、当該提供又は公表をした日から1年を経過する日までの間に訂正すべき事項があるときは、当該訂正の内容に係る情報を、当該特定証券情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、当該特定証券情報に係る店頭有価証券等の投資勧誘を行う相手方及び当該店頭有価証券等の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。
- 5 取扱協会員は、発行者に対して特定証券情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。

（発行者情報の提供又は公表）

第7条 取扱協会員は、次条の規定に基づく投資勧誘により店頭有価証券等を保有するに至った顧客に対し、当該店頭有価証券等に係る発行者情報を自ら提供若しくは公表又は発行者による提供若しくは公表が行われていることを確認しなければならない。ただし、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等府令」という。）第7条第5項各号及び第8条第1項各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定する店頭有価証券等に係る発行者情報の提供又は公表については、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。なお、当該各号の規定により取扱協会員が合理的と認める期間を定める場合には、当該期間及び当該期間を定めた理由をあらかじめ書面又は電磁的方法により本協会に報告しなければならない。

- 1 発行者が発行する特定投資家向け有価証券である店頭有価証券等を保有する者に対して、当該発行者の事業年度（投資信託受益証券にあっては、金商法第24条第5項により読み替えられた同条第1項に規定する特定期間のことをいう。以下同じ。）ごとに、最近事業年度の末日を経過した日から3か月以内（災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に提供できない場合には、取扱協会員が合理的と認める期間内）に、当該事業年度に係る発行者情報を、書面又は電磁的方法により提供する方法。
- 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、最近事業年度の末日を経過した日から3か月以内（災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に公表できない場合には、取扱協会員が合理的と認める期間内）に、当該事業年度に係る発行者情報を作成し公表する方法。

- 3 第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。
- 1 店頭有価証券
様式4
 - 2 投資信託受益証券
様式5
 - 3 投資証券等
様式6
- 4 第1項の規定により発行者情報を公表する場合、当該発行者情報は、公表した日から当該発行者情報に係る事業年度の翌事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間（ただし、次の各号に掲げる場合に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間）継続して公表するものとする。
- 1 証券情報等府令第7条第5項各号に該当することとなった場合
当該公表をした日から当該各号に該当することとなった日までの期間
 - 2 当該発行者情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合
当該発行者情報の公表をした日から当該有価証券が存しないこととなった日までの期間
- 5 第1項の規定により提供又は公表された発行者情報について訂正すべき事項があるときは、発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、当該発行者情報の内容を訂正する旨の情報を、当該発行者情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、発行者情報を提供した相手方及び当該店頭有価証券等の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。
- 6 取扱協会員は、発行者に対して発行者情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。

第4章 投資勧誘及び取引の方法

（投資勧誘の要件）

- 第8条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件をみたすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。
- 1 投資勧誘が私募又は私募の取扱いに該当するものである場合
金商法施行令第1条の5の2第2項に定める要件に合致すること。
 - 2 投資勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに該当するものである場合
金商法施行令第1条の8の2に定める要件に合致すること。

（既存株主による売付けに係る勧誘）

第 9 条 取扱協会員は、前条第 2 号に基づく投資勧誘を行う場合、当該投資勧誘に係る店頭有価証券等を保有する顧客に対して、当該顧客が当該店頭有価証券等の売付けをするよう勧誘することができる。

2 取扱協会員は、前項に規定する勧誘を行う場合には、金商法第 40 条の 4 の規定に抵触することがないように留意するものとする。

（取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求）

第 10 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投資勧誘を行った結果、顧客（金商法第 34 条の 4 第 6 項において準用される金商法第 34 条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみなされる者に限る。以下本条及び次条本文において同じ。）と次の各号に掲げる有価証券のいずれかについて初めて取引を行おうとするときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じたリスクを記載した書面を交付し、当該リスクを説明するとともに、当該説明書に記載された事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う旨の書面による確認書を徴求するものとする。

- 1 店頭有価証券
- 2 投資信託等

（個別銘柄に係る説明書の交付等）

第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。

- 1 想定する顧客の範囲
- 2 損失が生じるリスクの内容
- 3 換金・解約の条件
- 4 当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条の 2 に規定する同一種類の有価証券でないものをいう。以下同じ。）に係る重要な事項（発行者が当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券を発行している場合に限る。）
- 5 発行者情報の提供又は公表の方法
- 6 その他取扱協会員が必要と認める事項

第 5 章 内部管理体制

（社内規則及び取扱要領）

第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。

1 店頭有価証券

- イ 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項
- ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項
- ハ 特定投資家の管理に関する事項
- ニ 店頭有価証券の受渡しに関する事項
- ホ 不公正取引の確認に関する事項
- ヘ その他取扱協会員が必要と認める事項

2 投資信託等

- イ 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項（投資信託受益証券にあつては、審査に関する事項を除く。）
- ロ 投資信託等に関する情報の取得に関する事項
- ハ 特定投資家の管理に関する事項
- ニ 投資信託等の受渡しに関する事項
- ホ その他取扱協会員が必要と認める事項

2 取扱協会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 取扱協会員は、投資勧誘を行う有価証券の区分に変更又は追加がある場合には、あらかじめ第 1 項に定める社内規則及び前項に定める取扱要領の内容を変更し、変更後の取扱要領を本協会に提出するとともに、公表しなければならない。

（取扱協会員としての届出及び公表）

第 13 条 取扱協会員となろうとする協会員は、本規則に基づく投資勧誘を開始する 15 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定届出書、前条に基づき作成する取扱要領その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。

2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これを指定しないことができる。

3 本協会は、前項の規定に基づき指定した取扱協会員の名称を公表する。

（取扱協会員としての指定の取消し）

第 14 条 取扱協会員としての指定の取消しを希望する取扱協会員は、当該指定の取消しを希望する日の 5 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定取消届出書を本協会に提出しなければならない。

2 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、前項の届出によらずに、取扱協会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。

3 本協会は、第 1 項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱協会員が希望する日に、前項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱協会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。

4 本協会は、前項の規定に基づき指定の取消し又は停止を行った取扱協会員の名称を公表する。

5 協会員は、第 3 項の規定により取扱協会員としての指定を取り消された後又は指定を停止されている間においても、引き続き、取扱協会員として行った業務に起因する義務及び責任を負わなければならない。

第 6 章 雑則

（本協会への報告）

第 15 条 取扱協会員は、自社が行う本規則に基づく投資勧誘に係る取引の状況について、当該取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（私募又は私募の取扱いに係る取引については、当該私募又は私募の取扱いの期間が終了した日の属する月の翌月の 15 日）（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

（本協会による照会等）

第 16 条 本協会は、取扱協会員の取扱要領の内容又は本規則に基づく業務の状況に関して必要があると認める場合は、当該取扱協会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

2 取扱協会員は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

（電磁的方法による交付等）

第 17 条 取扱協会員は、第 10 条及び第 11 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 2** 取扱協会員は、第 10 条に規定する書面による確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

付 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 2 月 16 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～4 （ 現行どおり ） <u>4 の 2 外国新株予約権付社債券</u> <u>外国証券のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する新株予約権付社債券又は金商法第 2 条第 1 項第 17 号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書のうち新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。</u> 5～19 （ 現行どおり ） 20 国内公募の引受等 協会員が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）、売出し（金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの（以下「外国証券売出し」という。）を除く。以下同じ。）<u>又は募集若しくは売出しの取扱いをいう。</u> 20～23 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （対象証券） 第 7 条 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（適格機関投資家及び第 5 項に定める事業会社等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。た	（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～4 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 5～19 （ 省 略 ） 20 国内公募の引受等 協会員が行う外国株券等の引受け（募集に際して行うものに限る。）、売出し（金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの（以下「外国証券売出し」という。）を除く。以下、<u>同じ。）</u>、<u>募集若しくは売出しの取扱い、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。</u> 20～23 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （対象証券） 第 7 条 （ 同 左 ）

改 正 案	現 行
だし、外国証券売出し又は私売出し（金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。以下同じ。）に該当する場合及び海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1～5 （ 現行どおり ） 2 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国新投資口予約権証券について、協会員が顧客に対し<u>私売出し（特定投資家向け売付け勧誘等を除く。）</u>の勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。 3～5 （ 現行どおり ） （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第8条 協会員は、顧客に対し前条第1項から第3項に規定する外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の外国取引若しくは国内店頭取引（<u>外国証券売出し並びに外国株券等、外国新株予約権証券及び外国新投資口予約券証券の特定投資家向け売付け勧誘等を除く。</u>）について勧誘を行わずに売付け（委託による場合を含む。）又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1～5 （ 現行どおり ） （継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い） 第30条 本協会は、発行者が金商法に定める<u>継続開示書類</u>の提出の義務を受けなくなった場	1～5 （ 省 略 ） 2 既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券及び外国新投資口予約権証券について、協会員が顧客に対し<u>私売出し</u>の勧誘を行うことができるものは、前項第1号に掲げる証券とする。 3～5 （ 省 略 ） （勧誘によらず売り付ける場合の取扱い） 第8条 協会員は、顧客に対し前条第1項から第3項に規定する外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券以外の外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の外国取引若しくは国内店頭取引（外国証券売出しを除く。）について勧誘を行わずに売付け（委託による場合を含む。）又は売付けの媒介（委託の媒介を含む。）を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。 1～5 （ 省 略 ） （継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い） 第30条 本協会は、発行者が金商法に定める<u>継続開示書類（金商法第27条の32第1項に定</u>

改 正 案	現 行
合、若しくは第 27 条第 1 項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第 27 条から前条に定める取扱いを停止することができる。	<u>める発行者情報を含む。）</u>の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第 27 条第 1 項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第 27 条から前条に定める取扱いを停止することができる。
1 ～ 4 （ 現行どおり ）	1 ～ 4 （ 省 略 ）
（売買状況等の報告等）	（売買状況等の報告等）
第 47 条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告しなければならない。	第 47 条 （ 同 左 ）
2 協会員は、金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 6 号に規定する取引を行う又は行った場合は、同号及び<u>定義府令</u>第 13 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第 4 号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。	2 協会員は、金商法施行令第 1 条の 7 の 3 第 6 号に規定する取引を行う又は行った場合は、同号及び<u>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）</u>第 13 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を所定の方法により本協会に報告しなければならない。なお、同項第 4 号に掲げる事項は、本協会が別に定めるところによる。
3 ～ 7 （ 現行どおり ）	3 ～ 7 （ 省 略 ）
（特定投資家に対する投資勧誘等への準用）	
第 49 条 <u>協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の特定投資家向け売付け勧誘等又は私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 3 条から第 17 条までの規定（第 3 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項及び第 12 条第 1 項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「店頭有価証券等」とあるのは「外国株</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行
券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、「私募又は私募の取扱い」とあるのは「私募の取扱い」と、「店頭有価証券」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券」と、第3条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第50条」と、第7条第2項中「投資信託受益証券」とあるのは「外国投資信託受益証券」と、「3か月以内」とあるのは「6か月以内」と、第10条中「投資信託等」とあるのは「外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、第12条第2項中「前項」及び同条第3項中「第1項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第52条」とそれぞれ読み替えるものとする。	
2 <u>外国株券、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券及びクローズド・エンド型の外国投資証券について、本章に基づき勧誘を行うことができるものは、次の各号に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行されたものとする。</u>	(新 設)
1 <u>当該有価証券に係る制度について法令が整備されていること</u>	(新 設)
2 <u>当該有価証券に係る開示について法令等が整備されていること</u>	(新 設)
3 <u>当該有価証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること</u>	(新 設)
4 <u>当該有価証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること</u>	(新 設)
(発行者等に対する審査)	
第50条 <u>取扱協会員（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第2条第9号に規定する取扱協会員をいう。以</u>	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>下同じ。)は、前条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第1項に基づき検証を行う場合、第52条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項について審査を行わなければならない。</u>	
<u>1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券</u> <u>イ 発行者及びその行う事業の実在性</u> <u>ロ 発行者の財務状況</u> <u>ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u> <u>ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> <u>ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況</u> <u>ヘ 当該外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券に投資するにあたってのリスク</u> <u>ト 私募の取扱いを行う場合にあっては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性</u>	(新 設)
<u>2 外国投資信託受益証券</u> <u>外国投資信託受益証券にあっては第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号（第11号ただし書きを除き、クロード・エンド型の投資信託受益証券にあっては第14号を除く。）に掲げる基準に適合していること</u>	(新 設)
<u>3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u> <u>イ 資産の運用等に関する体制整備の状況</u> <u>ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u> <u>ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的</u>	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> 二 <u>外国投資証券にあつては第 17 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 8 号から第 12 号（クローズド・エンド型の外国投資証券にあつては第 12 号を除く。）に掲げる基準にそれぞれ適合していること</u>	
（特定証券情報及び発行者情報）	
第 51 条 <u>第 49 条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 6 条第 1 項に規定する特定証券情報及び第 7 条第 1 項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従つて発行者が作成したものでなければならない。</u>	（ 新 設 ）
1 <u>外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券</u> イ <u>特定証券情報</u> <u>様式 1</u> ロ <u>発行者情報</u> <u>様式 4</u>	（ 新 設 ）
2 <u>外国投資信託受益証券</u> イ <u>特定証券情報</u> <u>様式 2</u> ロ <u>発行者情報</u> <u>様式 5</u>	（ 新 設 ）
3 <u>外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u> イ <u>特定証券情報</u> <u>様式 3</u> ロ <u>発行者情報</u> <u>様式 6</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、令和４年７月１日から施行する。	

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 2 月 16 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ 6 （ 現 行 ど お り ） <u>7 会社内容説明書</u> 店頭有価証券規則第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。 <u>8 店頭取扱有価証券</u> 店頭有価証券規則第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券をいう。 （株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止） 第 9 条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。 2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。 1 ～ 5 （ 現 行 ど お り ） <u>6 特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有</u>	（定義） 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 ～ 6 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止） 第 9 条 （ 同 左 ） 2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。 1 ～ 5 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第13条第2号の規定により運営会員に提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。）に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</u> 4 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。 1・2 (現行どおり) (確認書の徴求等) 第10条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家を除く。）から、第15条第1項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第15条第1項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。	3 (同 左) 1・2 (省 略) (確認書の徴求等) 第10条 運営会員は、当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者（特定投資家<u>(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。）から、第15条第1項に掲げる書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該投資者の判断と責任において株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、第15条第1項各号に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該投資者に交付し、これらについて十分に説明を行うとともに、株主コ

改 正 案	現 行
(株主コミュニティ銘柄に関する情報提供) 第12条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 1～4 (現行どおり) <u>5 第9条第3項の規定により店頭取扱有価証券の参加に関する勧誘を行う場合は、参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性</u> 2 (現行どおり) 3 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 1 (現行どおり) 2 第9条<u>第4項</u>の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合 3 (現行どおり) (情報の取得) 第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。 1 (現行どおり) <u>2 運営会員は、会社内容説明書を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイからニまでに掲げる情報を当該イからニまでに定める時期にそれぞれ取得しなければならない。</u> <u>イ 会社内容説明書</u> 当該会社内容説明書に係る事業年度の末	コミュニティ銘柄の店頭取引に関する確認書を徴求しなければならない。 (株主コミュニティ銘柄に関する情報提供) 第12条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 1～4 (省 略) (新 設) 2 (省 略) 3 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 1 (省 略) 2 第9条<u>第3項</u>の規定に基づき株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し情報を提供する場合 3 (省 略) (情報の取得) 第13条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。 1 (省 略) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>日を経過した日から3か月以内（発行者がやむを得ない理由により当該期間内に当該会社内容説明書を作成できない場合には、作成後遅滞なく）</u> <u>ロ 募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報</u> <u>当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく</u> <u>ハ 売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報</u> <u>当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで</u> <u>ニ イからハまでに掲げるもののほか、運営会員が必要と認める情報</u> <u>当該情報の発生後遅滞なく</u> <u>3 運営会員は、前2号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</u> イ～チ （ 現行どおり ） （株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例） 第16条の3 第16条の規定にかかわらず、運営会員は、<u>次の各号に掲げる場合は、株主コミュニティの参加者以外の者（第9条第2項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができる。</u>この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなし	<u>2 運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</u> イ～チ （ 省 略 ） （株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例） 第16条の3 第16条の規定にかかわらず、運営会員は、株主コミュニティの参加者以外の者（第9条第2項各号に掲げる者に限る。）に対して、<u>当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とした場合に限り、当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第2条第3項第2号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行</u>

改 正 案	現 行
て、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。 <u>1 投資勧誘の相手方となる顧客が当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件として、運営会員が当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行う場合</u> <u>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</u> <u>2 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、投資勧誘の相手方となる顧客が第 9 条第 2 項第 1 号に該当する場合、当該顧客に対し、当該株主コミュニティ銘柄の顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、当該株主コミュニティへの参加を要しない。</u> <u>3 前項に基づく投資勧誘の結果として、当該株主コミュニティの参加者又は運営会員を相手方として行われる株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、第 17 条の規定は適用しない。</u>	<u>うことができる。</u>この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）
（取次ぎ等会員に係る情報の提供等） 第 33 条 運営会員は、前条第 1 項第 1 号の承諾を行った場合、取次ぎ等会員に対して、次に掲げる情報を提供しなければならない。 1～3 （ 現行どおり ） 2 運営会員は、第 9 条第 4 項第 1 号、第 12 条第 1 項各号、同条第 2 項各号、同条第 3 項第 3 号イからハまで、第 13 条及び第 16 条の 2	（取次ぎ等会員に係る情報の提供等） 第 33 条 （ 同 左 ） 1～3 （ 省 略 ） 2 運営会員は、第 9 条第 3 項第 1 号、第 12 条第 1 項各号、同条第 2 項各号、同条第 3 項第 3 号イからハまで、第 13 条及び第 16 条の 2

改 正 案	現 行
第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。 3～5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和4年7月1日から施行する。	第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。 3～5 （ 省 略 ）

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 4 年 2 月 16 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 3 条 協会員は、次条から第 4 条の 2 まで、第 6 条、<u>第 7 条</u>、「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」<u>又は「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」</u>の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 （店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘） 第 4 条 協会員は、店頭有価証券に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 ～ 4 （ 現 行 ど お り ） （ 削 る ）	（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 3 条 協会員は、次条から第 4 条の 2 まで、第 6 条、<u>第 8 条</u>、「株主コミュニティに関する規則」<u>又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」</u>の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 （店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘） 第 4 条 （ 同 左 ） 2 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。 1 ～ 4 （ 省 略 ） 5 <u>前各号に掲げる者以外の適格機関投資家当該店頭有価証券の取引所金融商品市場への上場日の前日又はその取得の日以後 2 年間を経過する日の前日のいずれか早い日まで、適格機関投資家以外の者に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときは、この限りでない。</u> <u>イ 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭有価証券を譲渡する場合</u> <u>ロ その他社会通念上やむを得ないと認め</u>

改 正 案	現 行
3 前2項の規定にかかわらず、第2項各号に掲げる者以外の適格機関投資家については、店頭有価証券に譲渡制限を付すことなく、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 4 (現行どおり) (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員は、店頭取扱有価証券(第2条第4号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)の募集、売出し(金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に係る投資勧誘を行うことができる。 (削 る) (削 る)	られる場合 3 前項第5号に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員及び投資勧誘の相手方である顧客の間で当該内容を含む契約を締結しなければならない。 4 (省 略) (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員は、店頭取扱有価証券(第2条第4号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭取扱有価証券の募集、売出し(金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に係る投資勧誘を行うことができる。 2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券の取引所金融商品市場への上場日の前日又はその取得の日以後2年間を経過する日の前日のいずれか早い日まで、適格機関投資家以外に譲渡してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときは、この限りでない。 1 取得者がその経営の著しい不振により取得した店頭取扱有価証券を譲渡する場合 2 その他社会通念上やむを得ないと認められる場合 3 前項に掲げる内容の譲渡制限を付す場合は、当該協会員、当該店頭取扱有価証券の発行会社及び投資勧誘の相手方である顧客の間

改 正 案	現 行
<u>2 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを前項の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> <u>3 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を第 1 項の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。</u> <u>4 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を第 1 項の規定により行うに際しては、顧客に対し、第 5 条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣</u>	<u>で当該内容を含む契約を締結しなければならない。</u> （ 新 設 ） 【第 7 条第 1 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 7 条第 2 項から移動】 （ 新 設 ） 【第 7 条第 3 項から移動】

改 正 案	現 行
員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。 (削 る) 【第 6 条第 2 項に移動】 (削 る) 【第 6 条第 3 項に移動】 (削 る) 【第 6 条第 4 項に移動】	(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第 7 条 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを前条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 2 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものを除く。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を前条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該店頭取扱有価証券の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。 3 協会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券（上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていないものに限る。以下この項において同じ。）の募集等の取扱い等を前条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第 5 条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明

改 正 案	現 行
扱有価証券の投資勧誘) <u>第 7 条</u> (現行どおり) (自己売買) <u>第 8 条</u> (現行どおり) (共同計算の取引) <u>第 9 条</u> (現行どおり) (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) <u>第 10 条</u> (現行どおり) (過当の取引) <u>第 11 条</u> (現行どおり) (買あおり又は売崩し) <u>第 12 条</u> (現行どおり) (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) <u>第 13 条</u> (現行どおり) (会員間の売買の制限) <u>第 14 条</u> 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条及び<u>第 7 条</u>の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。 (上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等) <u>第 15 条</u> (現行どおり) (店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示) <u>第 16 条</u> 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報 (以下「価格等情報」という。) を提示す	扱有価証券の投資勧誘) <u>第 8 条</u> (省 略) (自己売買) <u>第 9 条</u> (省 略) (共同計算の取引) <u>第 10 条</u> (省 略) (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) <u>第 11 条</u> (省 略) (過当の取引) <u>第 12 条</u> (省 略) (買あおり又は売崩し) <u>第 13 条</u> (省 略) (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) <u>第 14 条</u> (省 略) (会員間の売買の制限) <u>第 15 条</u> 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条及び<u>第 8 条</u>の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。 (上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等) <u>第 16 条</u> (省 略) (店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示) <u>第 17 条</u> 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報 (以下「価格等情報」という。) を提示す

改 正 案	現 行
る場合（「株主コミュニティに関する規則」、<u>「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」</u>又は<u>「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」</u>による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。 （電磁的方法による交付等） 第17条 協会員は、<u>第7条</u>第1項に規定する証券情報等説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該証券情報等説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該証券情報等説明書を交付したものとみなす。 2 協会員は、<u>第6条第5項</u>に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び<u>第7条</u>第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 3 （ 現行どおり ） （金融商品仲介業者に対する指導及び監督）	る場合（「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名（当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。 （電磁的方法による交付等） 第18条 協会員は、<u>第8条</u>第1項に規定する証券情報等説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該証券情報等説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該証券情報等説明書を交付したものとみなす。 2 協会員は、<u>第7条第4項</u>に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び<u>第8条</u>第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。 3 （ 省 略 ） （金融商品仲介業者に対する指導及び監督）

改 正 案	現 行
第18条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第3条、第3条の2第1項から第6項及び第8項、第4条第1項及び第2項、第4条の2第1項から第3項、<u>第6条第1項から第4項、第6項及び第7項並びに第7条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> 付 則 この改正は、令和4年7月1日から施行する。	第19条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第3条、第3条の2第1項から第6項及び第8項、第4条第1項及び第2項、第4条の2第1項から第3項、<u>第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項及び第5項、第6項並びに第8条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u>